



成長戦略としての 資源循環経済確立に向けた取組について

令和7年10月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

サーキュラーエコノミー推進に必要な施策

- サークュラーエコノミーの推進に向けては、まずは個社では実現可能な取組が限られていることや特に動脈と静脈の情報共有や連携が不可欠であるため、①**サーキュラーエコノミーの担い手の発掘や横での連携を強力に進めていく**ことがまず求められる。加えて、今まで3R施策として取り組んできたリサイクル、リデュース、リユースなどの取組について、②**ビジネスベースで持続的な取組として確立すること**、③**今まで存在していなかった再生材やC E コマース等の市場を創出し、更に拡大していくことが必要となる。**
- そのため、（1）産官学連携の推進によるC E の担い手のネットワーキングと具体的なプロジェクト組成等を強力に進めるとともに、（2）GX予算を活用した大規模かつ長期の支援も可能となる投資支援及び（3）サーキュラーエコノミー関連分野における幅広いルール整備によるビジネス化の進展と新たな市場の創出を進める。
- この3つの取組の柱を中心に業界と意思疎通しつつ、**投資支援とルール整備を一体的に措置することで**、スピード感を持って官民一体となってサーキュラーエコノミー施策を推し進める。

産官学の連携



投資支援
(GX予算等)

ルール整備
(改正資源法)

産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

- 各主体の個別の取組だけでは、経済合理性を確保できず、サーキュラーエコノミーの実現にも繋がらないことから、ライフサイクル全体での関係主体の連携による取組の拡張が必須。
- そのため、サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進するCPsを2023年12月に立ち上げ。サーキュラーエコノミーの実現に必要な施策についての検討を実施しており、事務局の運営等は環境省の協力を得て経産省が担っている。

会員数：762者（10月10日時点）



企業

: 621社

（大企業：234社、中小企業：387社（うち、小規模企業：109社））

業界団体

: 37団体

自治体

: 30自治体

大学・研究機関

: 25機関

関係機関・関係団体

: 49機関

ビジョン・ロードマップ
検討WG

今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定も目指す。

CE情報流通
プラットフォーム構築WG

循環に必要な製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年度を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。

地域循環モデル
構築WG

自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。

国際連携・標準化
WG

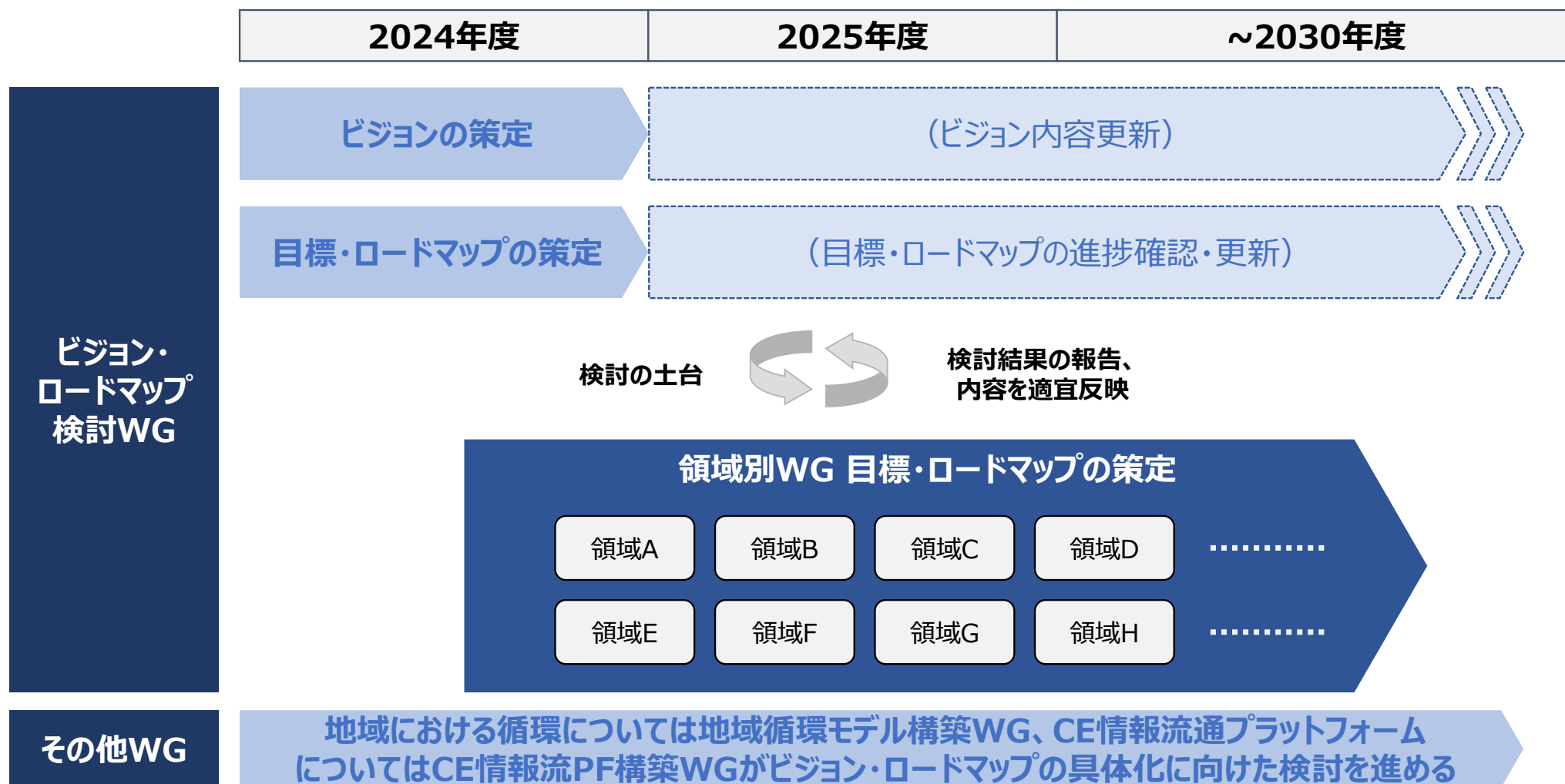
国際的な政策動向等について情報発信を行うとともに、具体的な国際連携案件の創出や、日本企業の競争力強化につながる国際標準化策定に向けた戦略検討等を行う。

公式サイト



<https://www.cps.go.jp/>

ビジョン・ロードマップ検討WGの全体像



ビジョン・ロードマップ検討WG

- 今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、**2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョン(あるべき姿)や目標等の検討を行う**

昨年度の活動



今年度上期までの活動



今年度下期以降の活動



- 「あるべき姿」の実現に向けて、**ロードマップ案を策定**
 - あるべき姿に対する日本の現状と課題を整理
 - 各課題の解決に向けた取組の方向性を整理
 - 5つの領域別WGを立ち上げ

- 個別の製品・素材におけるCEの**あるべき姿、ロードマップ、目標・KPIの検討を領域別WGで実施**
 - 新たに2領域（自動車・アルミニウム）の領域別WGを立ち上げ
 - 国際的な標準・指標を踏まえた目標設定のガイドを作成

- ビジョン・ロードマップの実現に向けた**実証/実装への移行を目指す**
 - 次年度以降のCPsの活動や必要な支援、産官学の連携領域の特定
 - 全体ビジョン/ロードマップの更新
 - 会員の自発的な取組み（プロジェクト型の取組み）を支援する仕組みを立ち上げ

CE情報流通PFの中長期ロードマップ

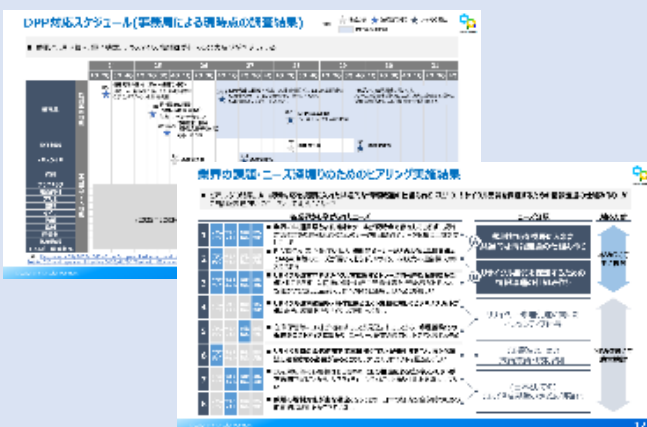
- 民主導でユースケースが拡大し、社会のインフラとしてPFが機能している状態を最終形態として、CE情報流通PFのロードマップを下記の通り整理

		2025~2026 : 創出・実証期	2027~2029 : 1→10期	2030~ : 10→100期
CPs全体の活動目標		WGを起点に政府支援を中心として フロントランナーの成功事例を創出・発信	成功事例をもとに 民間投資を呼び込みセカンドランナー以降の 取組みを普及	CPs会員や国民が 自発的に連携しCE取組みを推進
本WGのロードマップ	ステップ	特定領域におけるPF構築・実証	PF利用の拡大	社会インフラとしてのPF発展
	目指す状態	✓ 先行ユースケースの構築を通じて、多くの業界がPF構築に着手できるようなガイドラインが整備されている状態 ✓ 先行ユースケースの事例が、PFに関する他の業界/企業の関心を引き出している状態	✓ 個別ユースケースや全体ガイドラインの拡充により、多くの業界/企業がPF構築・活用方法を理解し、新たなユースケースの構築を進めている状態 ✓ 業界間・国際間でのデータ流通や利用者の多様化に向けたルール整備が進んでいる状態	✓ 民主導でユースケース拡大が進むとともに、PFの活用状況に応じて、運用ルールの再検討等がなされている状態 ✓ PFが企業、消費者、研究機関、政府等の多様なステークホルダーに活用され、社会のインフラとして機能している状態
	官民の役割	官が占める割合 ✓ 特定領域におけるPF構築・実証支援 ✓ PF構築に関する標準ガイドラインの周知 ✓ 規制/標準化の最新動向共有 ✓ PF活用事例の発信 など ✓ 先行ユースケースの構築 など	✓ 業界/企業の巻き込み ✓ 国際連携を意識したデータ標準化・相互運用性の検討 など ✓ ガイドラインを参考にした新たなユースケースの構築 など	民が占める割合 ✓ PF発展に必要な見直し等を実施 など ✓ 業界/企業の自発的な横連携、及びユースケースのさらなる拡大 ✓ PF利活用を通じたCEビジネス創出・発展 など

CE情報流通PF構築WG

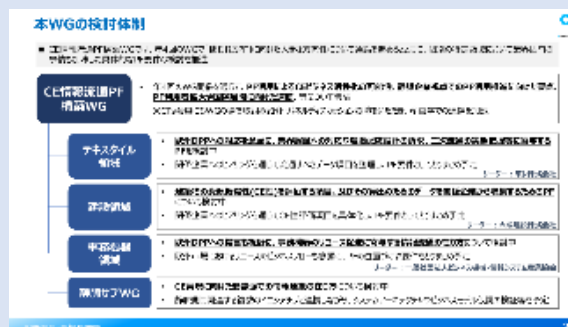
- 資源循環の実現に向けてビジネスメリットを含めたPFの利用価値を個別領域ごとに具体化したうえで実効性の検証を行うことで、「使われるPF」の構築を目指して要件検討を推進

昨年度の活動



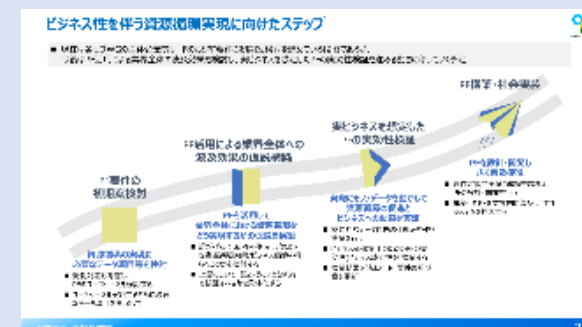
- 国際規制動向や業界企業の課題感を踏まえ、**PFの立ち上げと先行検討領域の選定**を実施
 - 欧州デジタル関連規制動向の調査
 - 資源循環に係る業界課題/ニーズの調査
 - CE情報流通PF関連の取組み全体像整理
 - 特定領域の要件定義企画・募集

今年度上期までの活動



- CPs会員主軸でのPF構築・活用を視野に入れ、**ユースケース拡大に向けた検討**を開始
 - 動静脈連携のテーマの具体化
 - 領域別PFのためのユースケース検討
 - CPs会員を巻き込んだWG運営の再構築

今年度下期以降の活動



- PFの社会実装を見据え、**「使われるPF」を作るための具体的な要件定義等を推進**
 - 領域別PFの要件定義
 - 動静脈連携のためのPF要件定義

個別ユースケースの全体像 ※システム名含め暫定的な整理案

各PFの構築状況：

社会実装済み

システム開発中

要件検討中

* 特定領域におけるCE情報流通PFの要件定義にて検討中



- 2025年8月現在、個別ユースケースの取組み全体像は下記の通り。CPs会員の皆様に取り組みの現在地と課題を把握いただき、CE関連規制への対応やCEビジネスの創出・拡大に役立てていただけるよう、WGの場で適宜報告を行っていく予定

		対象プロセス						
対象 プロセス例	製品設計・製造		利用/再利用	回収	中間処理・再生材の製造		再生材の販売	
	製品の組成 (例：化学物質情報)	製品の 環境価値・認証 (例：CFP、CE指標)	製品の 残存価値・認証 (例：製品の利用履歴)	廃棄物の詳細 (例：型番、所在・物量)	再生材の由来 (例：中間処理プロセス)	再生材の品質 (例：再生材の組成、 化学物質情報)	再生材の詳細 (例：所在・生産量)	
	素材・製品製造事業者		流通業者 消費者	回収事業者	解体・選別事業者	再生材製造事業者	素材・製品製造事業者	
対象製品・素材	最終製品	自動車	製品含有化学物質の トレーサビリティ管理 システム(CMP) ^{※2}	蓄電池のトレーサビ リティ管理システム ^{※1}	▶CMPから廃製品の組成情報を入手			
		自動車 蓄電池			製品リサイクルのトレーサビリティ管理システム(RMP) ^{※3}			
		家電製品						
		事務機器			*事務機器のトレーサビリティ管理システム ^{※5}			
		アパレル製品 (テキスタイル)			*テキスタイルのトレーサビリティ管理システム ^{※6}			
	中間材	建築物	*建設のトレーサビリティ管理システム					
		土木資材			再生砕石/再生骨材コンクリートのトレーサビリティ管理システム			
		プラスチック	製品含有化学物質の トレーサビリティ管理 システム(CMP) ^{※2}	鉄鋼のCFP 関連データ提供 ^{※7}	プラスチックのトレーサビリティ管理システム(PLA-NETJ) ^{※4}			
		鉄鋼						

※1 欧州電池規則への対応も想定

※2 主に自動車・電機電子製品に含まれる化学物質が対象。最終製品に含まれる各種中間材も対象予定。
欧州Reach/RoHS, 欧州DPPへの対応も想定

※3 自動車・電機電子製品由来のプラスチックを1stユースケースとして検討予定。部品の再利用にも拡張予定

※4 自動車用プラスチックが先行ユースケース、CMPと連携。欧州ELV規則, 欧州DPPへの対応も想定

※5 再製造を含む。欧州DPPへの対応も想定

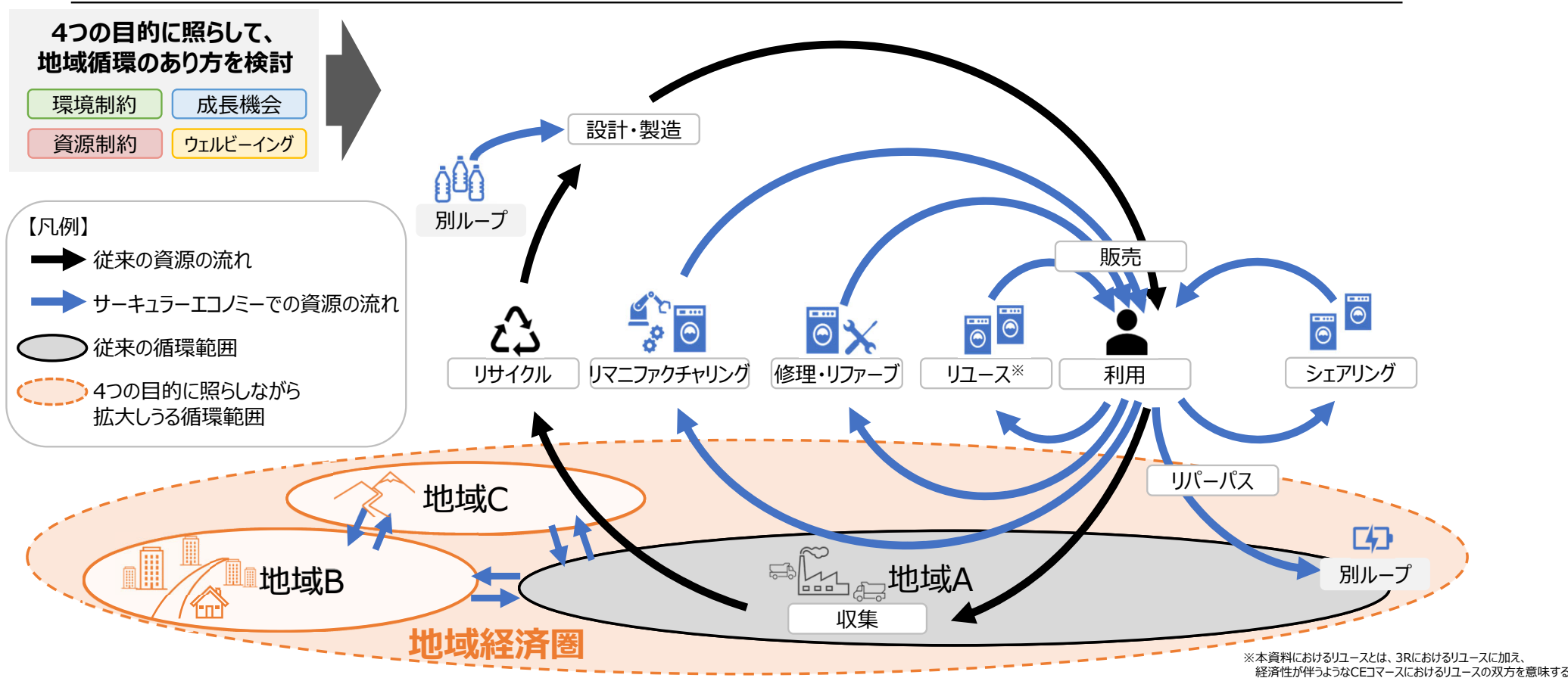
※6 欧州DPPへの対応も想定

※7 欧州DPPへの対応も想定

地域循環のあり方

- 4つの目的に照らすと、地域循環ではこれまで地域で構築してきた資源の循環に加え、CEコマースなどの循環を推進していくことも肝要である
- さらに、従来の資源の流れがある範囲だけではなく広域的な地経済圏での循環を進めながら、各地域の特性を生かした地域同士の共生を進めていく必要がある

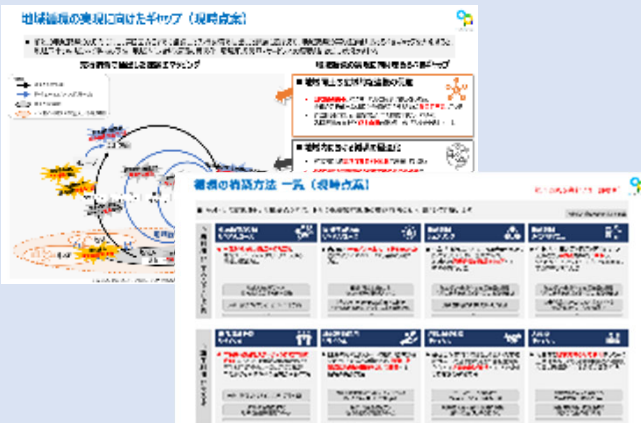
地域循環のあり方（現時点案）



地域循環モデル構築WG

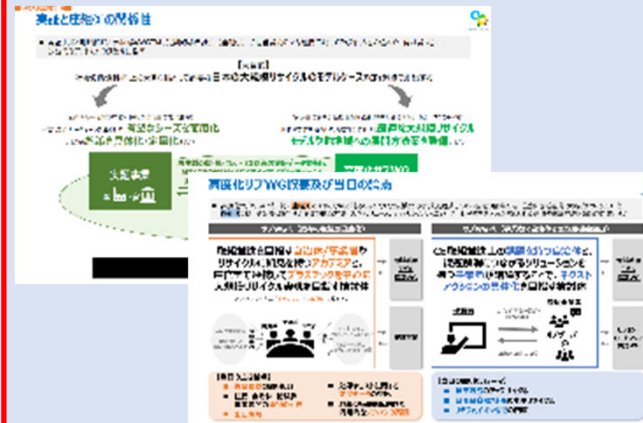
- 地域循環のあり方と実情を比較した際に確認できるギャップ（地域内での循環の最適化、地域同士の広域連携、環境配慮製品・サービスへの需要創出）を意識し、その差を埋められる地域循環モデルを構築し、地域循環の実現を目指す

昨年度の活動



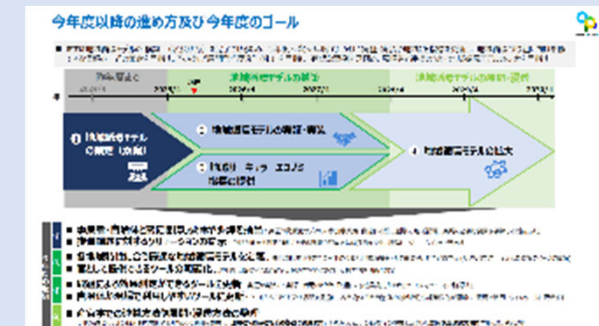
- **地域循環の実現に向け参照できる
地域循環モデルや地域CE指標の
素案策定を実施**
- 地域循環の実現に向けたギャップの特定
 - 循環の構築方法一覧の策定
 - 取組推進に必要な各種素案*の策定
 - ・ 地域循環の構築に必要な情報一式
 - ・ 次年度に推進する実証・実装の方針

今年度上期までの活動



- 昨年度策定した地域循環モデルや地域CE指標を活用した検討体や実証事業を開始
 - 高度化サブWG座組①,②を立ち上げ
 - 実証事業を推進
(高度化サブWG座組①と並行して議論を推進)

◆今年度下期以降の活動



- 各地域特性にあう最適な地域循環モデルや、個別アクションや自治体実証データを反映・算定可能な地域CE指標の展開
 - 取組を推進するうえでの要諦の抽出
 - 地域CE指標を用いた取組による効果測定

投資支援

- サークュラーエコノミーの拡大で再生材の国内供給量の不足が見込まれていることから、研究開発から実証・実装までを面的に支援することが必須。
- G X 経済移行債により、今後10年間で官民合わせて2兆円超の投資の実現を目指し、自動車・バッテリー、電気電子製品、プラスチック等の長寿命化や再資源の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資への支援。
- 令和6年3年間で300億円の支援を実施。長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化等に係る設備投資等を支援。令和7年度からの3年間も支援を行っている。

自律型資源循環システム強靱化促進事業

国庫債務負担行為要求額 **260億円**

※令和8年度概算要求額 73億円 (30億円)

事業概要

「サーキュラーパートナーズ」の枠組みを活用し、以下の資源循環に係る取組に対して補助を行う（補助1/2,1/3等）。

（1）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

（2）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

（3）リユース、リファーマービッシュ等のC E コマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

成長志向型の資源自律経済加速化事業のうち、

（1）資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業

令和8年度概算要求額 **8.5億円 (9.5億円)**

事業概要

（1）「サーキュラーパートナーズ」の活動計画の策定や個別テーマごとのワーキンググループの開催等について、事務的な補助等を行う事務局の運営を実施する（委託）。

（2）自律型資源循環システム構築のため、「サーキュラーパートナーズ」で検討する個別テーマの設定や深掘りのための調査、参画する自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等のビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出等のための支援、資源循環に係る国際標準等に関する調査、資源循環経済の実現加速に向けた情報発信等を実施する（委託）。

（3）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等の資源循環に係る取組において、経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や、設備投資についての支援を実施する（補助2/3,1/2,1/3）。

ルール整備

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- ・ 脱炭素化の促進のため、再生材（第一弾：再生プラスチック）の利用義務を課す製品（自動車、家電4品目、容器包装（食品（飲料PETボトル除く）や医薬品を除く））の、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進

- ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- ・ 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。自主回収・再資源化の対象製品に、加熱式たばこデバイス、電源装置、携帯電話用装置を追加予定。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- ・ シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

スケジュール



2024年 12月	第10回資源循環経済小委員会 成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ、制度的対応の方向性について議論・決定
2025年 5月	資源有効利用促進法の改正法案成立
6月	第11回資源循環経済小委員会（改正資源法の制度運用等について）
7月	個別ワーキンググループ（製品指定に関する業界ヒアリング）
8月	第12回資源循環経済小委員会（対象製品、制度の点検の方向性について）
秋以降	改正施行令 公布 個別ワーキンググループと資源循環経済小委員会で継続議論
2026年 2月頃	改正施行規則 公布
4月	改正資源有効利用促進法 施行